

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年6月24日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役会長 岩崎 俊博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	野村世界好配当株投信(確定拠出年金向け)
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成22年12月23日から平成23年12月21日まで) 1兆円を上限とします。 *なお、継続申込期間(以下「申込期間」といいます。)は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成22年12月22日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

第一部【証券情報】

原届出書の 第一部 証券情報 を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(2)内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

<訂正後>

(2)内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】**

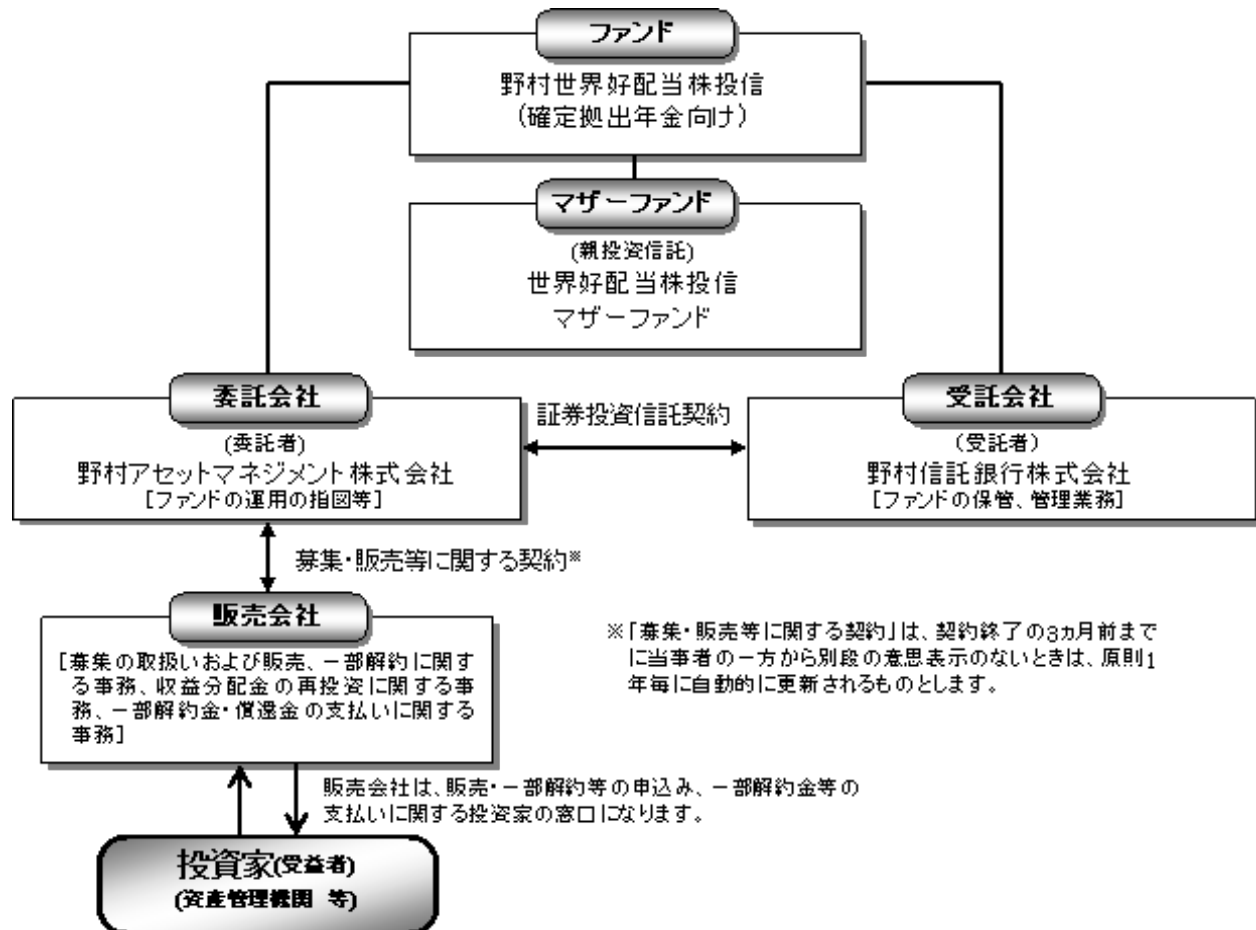
1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3) ファンドの仕組み

**委託会社の概況**

委託会社

(前略)

・資本金の額

平成22年11月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

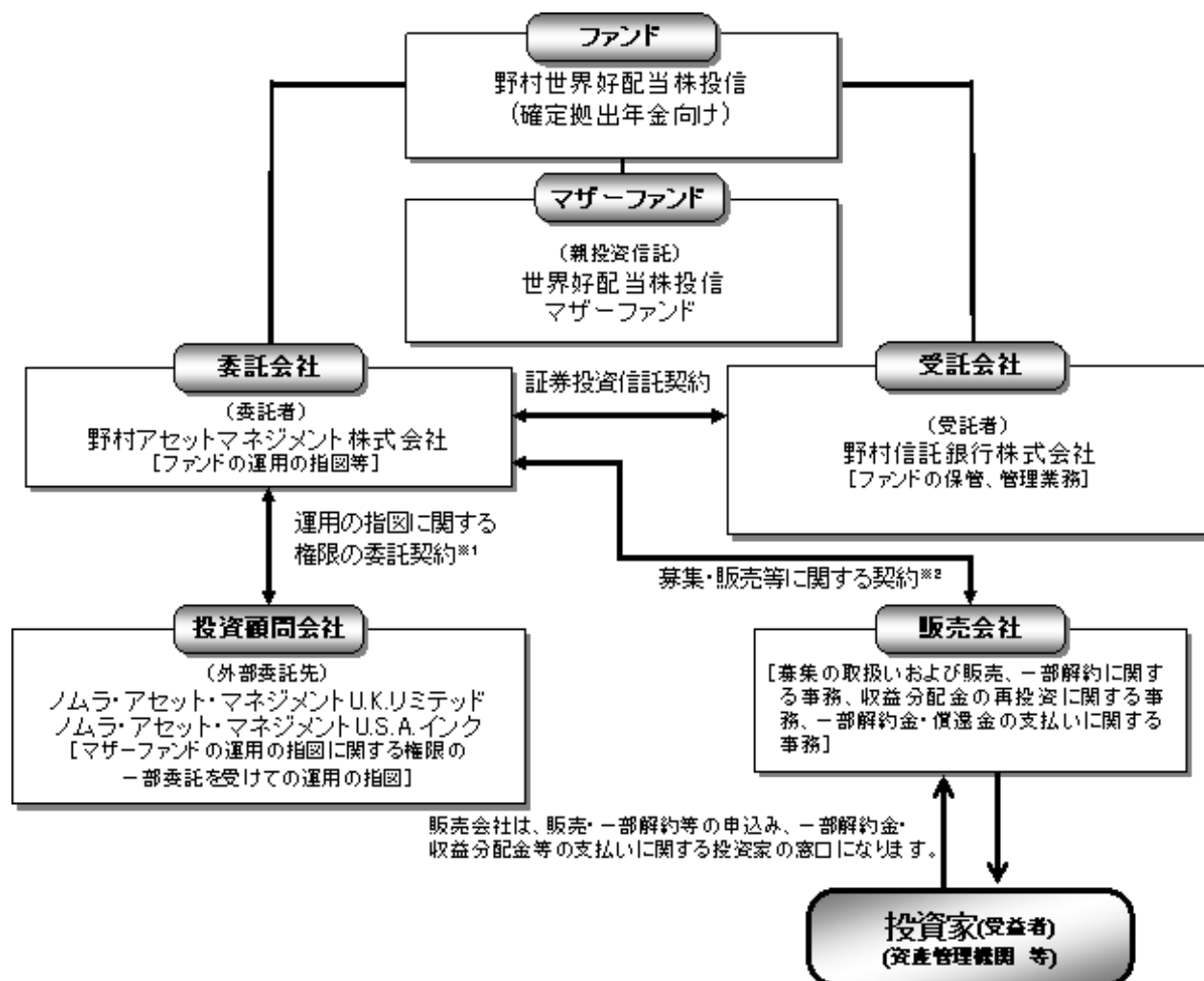
(中略)

・大株主の状況(平成22年11月末現在)

(以下略)

<訂正後>

(3) ファンドの仕組み



※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

委託会社の概況

委託会社

(前略)

- ・ 資本金の額
平成23年5月末現在、17,180百万円

- ・ 会社の沿革

(中略)

- ・ 大株主の状況(平成23年5月末現在)

(以下略)

2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)投資方針

(前略)

[5]株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。また、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<訂正後>

(1)投資方針

(前略)

[5]株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。また、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

「世界好配当株投信マザーファンド」の運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド(NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED)およびノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク(NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.)に当ファンドの株式等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	株式等の運用	
委託先名称	NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)	NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC. (ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)
委託先所在地	英国ロンドン市	米国ニューヨーク州ニューヨーク市
委託に係る費用	上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に、各々、次の率を乗じて得た額とします。	
	委託先	投資顧問会社が受ける報酬率
	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド	年0.25%
	ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク	年0.03%

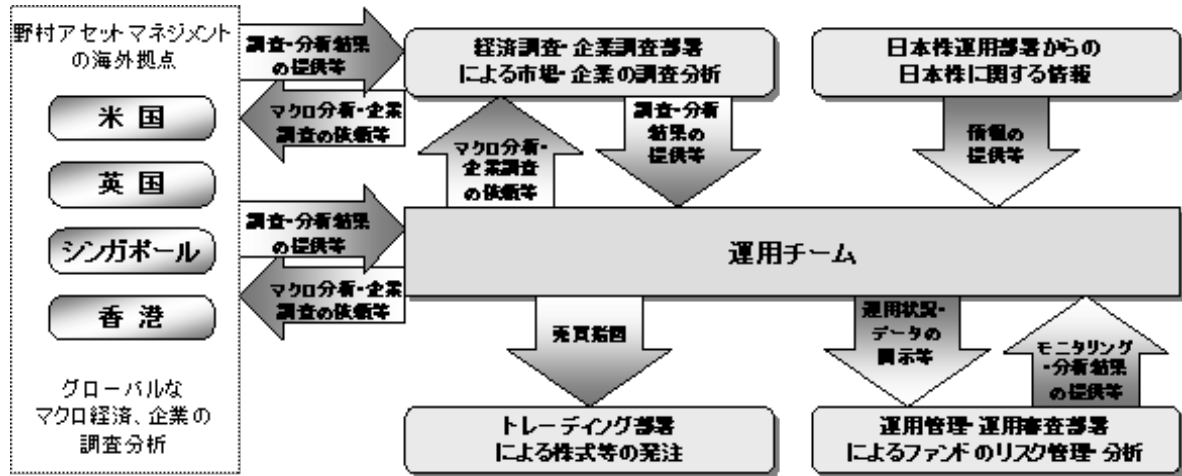
運用にあたって、委託会社およびノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インクは、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドより、情報の提供およびアドバイスを受けます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<訂正前>

(3)運用体制

ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

（中略）

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

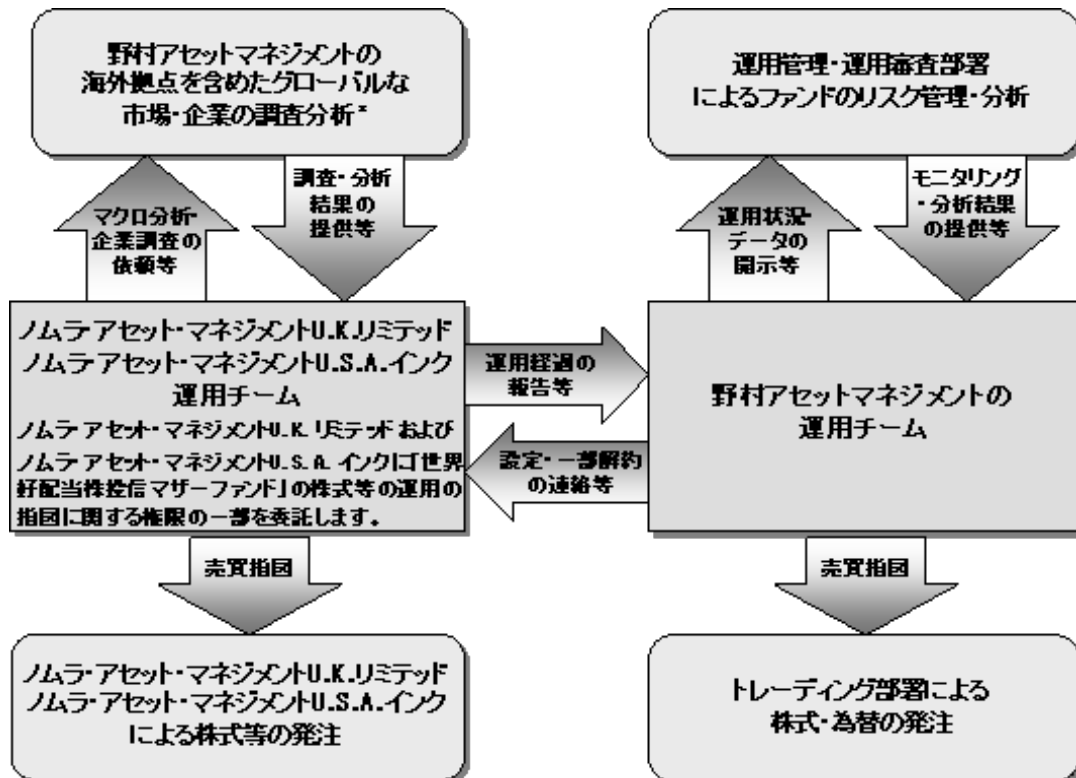
当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は平成22年12月22日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(3)運用体制

ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用にあたって、委託会社およびノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インクは、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドより、情報の提供およびアドバイスを受けます。

一部の国の株式等の発注は委託会社により行なわれる場合があります。

*ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドは、委託会社、ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED）およびノムラ・アセット・マネジメン

ト・ホンコン・リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT HONG KONG LIMITED）より、アジア・オセアニア（日本を含む）における銘柄の調査・分析結果の提供等を受けます。

運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

（中略）

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを、委託会社で確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に委託会社の商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は平成23年6月24日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正前>

(5)投資制限

（前略）

(参考)マザーファンドの概要

「世界好配当株投信 マザーファンド」

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2.運用方法

(1)投資対象

世界各国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

（前略）

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

__資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

（以下略）

<訂正後>

(5)投資制限

（前略）

(参考)マザーファンドの概要

「世界好配当株投信 マザーファンド」

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

(前略)

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド(NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED)およびノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク(NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.)に当ファンドの株式等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

(以下略)

3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(前略)

その他の留意点

(前略)

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

(前略)

投資リスクに関する管理体制等は平成22年12月22日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(前略)

その他の留意点

(前略)

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

(前略)

投資リスクに関する管理体制等は平成23年6月24日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3)信託報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の105(税抜年10,000分の100)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

<ファンドの純資産総額>	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
250億円以下の部分	年10,000分の50	年10,000分の40	年10,000分の10
250億円超500億円以下の部分	年10,000分の52	年10,000分の40	年10,000分の8
500億円超750億円以下の部分	年10,000分の54	年10,000分の40	年10,000分の6
750億円超の部分	年10,000分の55	年10,000分の40	年10,000分の5

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

<訂正後>

(3)信託報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の105(税抜年10,000分の100)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

<ファンドの純資産総額>	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
250億円以下の部分	年10,000分の50	年10,000分の40	年10,000分の10
250億円超500億円以下の部分	年10,000分の52	年10,000分の40	年10,000分の8
500億円超750億円以下の部分	年10,000分の54	年10,000分の40	年10,000分の6

750億円超の部分 年10,000分の55 年10,000分の40 年10,000分の5

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、マザーファンドを投資対象とする証券投資信託の委託者が受ける報酬から、平成23年10月以降の毎年4月および10月ならびに信託終了のとき支払うものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの信託財産の日々の平均純資産総額に、それぞれ以下の率を乗じて得た額とします。

委託先	投資顧問会社が受ける報酬率
ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド (NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED)	年0.25%
ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク (NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.)	年0.03%

5 運用状況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

以下は平成23年4月28日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,137,800,107	99.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,362,172	0.29
合計(純資産総額)		1,141,162,279	100.00

<ご参考>

「世界好配当株投信 マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	6,722,902,700	6.56
	アメリカ	46,916,685,186	45.80
	カナダ	781,772,352	0.76
	イギリス	13,679,607,026	13.35
	スイス	3,737,904,425	3.64
	スウェーデン	290,363,297	0.28
	ドイツ	1,875,504,104	1.83
	イタリア	2,355,818,206	2.30
	フランス	7,172,344,443	7.00
	スペイン	2,492,148,125	2.43
	フィンランド	631,440,744	0.61
	アイルランド	324,727,690	0.31
	ギリシャ	800,339,011	0.78
	香港	1,267,261,617	1.23
	シンガポール	997,291,936	0.97
	台湾	1,368,948,304	1.33
	オーストラリア	4,735,730,206	4.62
	イスラエル	508,352,027	0.49
	メキシコ	785,156,654	0.76
	小計		97,444,298,053
投資証券	アメリカ	763,419,594	0.74
	香港	406,523,304	0.39
	シンガポール	295,723,600	0.28
	オーストラリア	1,882,489,104	1.83
	小計		3,348,155,602
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,631,512,504	1.59

合計(純資産総額)	102,423,966,159	100.00
-----------	-----------------	--------

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資信託受益証券	世界好配当株投信 マザーファンド	1,030,149,486	0.9827	1,012,417,104	1.1045	1,137,800,107	99.70

<ご参考>

「世界好配当株投信 マザーファンド」

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	イギリス	株式	BP PLC	石油・ガス・消耗燃料	4,431,936	590.46	2,616,925,249	638.41	2,829,436,581	2.76
2	フランス	株式	TOTAL SA	石油・ガス・消耗燃料	464,937	4,868.46	2,263,530,614	5,186.79	2,411,532,046	2.35
3	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	800,400	2,995.92	2,397,934,368	2,924.51	2,340,778,124	2.28
4	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	251,900	7,331.38	1,846,776,032	8,944.25	2,253,058,489	2.19
5	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	312,500	5,528.90	1,727,784,000	7,204.98	2,251,557,000	2.19
6	アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INC	タバコ	1,025,700	2,003.13	2,054,612,626	2,184.96	2,241,123,318	2.18
7	オーストラリア	株式	BHP BILLITON LIMITED	金属・鉱業	510,061	3,715.99	1,895,382,850	4,164.24	2,124,017,693	2.07
8	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品	1,187,408	1,778.25	2,111,520,150	1,762.50	2,092,812,537	2.04
9	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	商業銀行	2,300,869	905.56	2,083,597,940	901.32	2,073,826,149	2.02
10	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	378,200	5,100.45	1,928,990,643	5,254.76	1,987,350,837	1.94
11	フランス	株式	SANOFI-AVENTIS	医薬品	287,978	6,019.09	1,733,365,816	6,485.47	1,867,672,737	1.82
12	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	328,000	4,888.68	1,603,488,614	5,499.36	1,803,790,080	1.76
13	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	タバコ	282,100	4,630.95	1,306,392,010	5,542.04	1,563,409,935	1.52
14	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B	石油・ガス・消耗燃料	454,065	2,626.28	1,192,506,368	3,174.28	1,441,333,988	1.40
15	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	265,100	5,139.84	1,362,574,128	5,381.98	1,426,764,382	1.39
16	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	タバコ	394,962	3,271.55	1,292,141,880	3,604.46	1,423,628,680	1.38
17	スイス	株式	ROCHE HOLDINGS (GENUSSSCHEINE)	医薬品	108,873	13,084.06	1,424,501,953	12,876.98	1,401,955,879	1.36
18	スペイン	株式	BANCO SANTANDER SA	商業銀行	1,343,955	1,059.39	1,423,784,583	1,032.00	1,386,962,567	1.35
19	アメリカ	株式	CENTURYLINK INC	各種電気通信サービス	384,300	3,338.50	1,282,988,068	3,294.69	1,266,149,828	1.23
20	アメリカ	株式	DU PONT E I DE NEMOURS	化学	264,200	3,800.30	1,004,040,316	4,565.28	1,206,149,512	1.17
21	アメリカ	株式	GENERAL ELEC CO	コングロマリット	682,100	1,392.07	949,535,585	1,694.95	1,156,126,759	1.12
22	スイス	株式	NOVARTIS-REG	医薬品	219,823	5,327.75	1,171,163,746	4,791.21	1,053,219,694	1.02
23	アメリカ	株式	GAZPROM OAO-SPON ADR REG S	石油・ガス・消耗燃料	754,364	1,049.53	791,727,905	1,374.83	1,037,129,801	1.01
24	アメリカ	株式	NUCOR CORP	金属・鉱業	270,800	3,437.57	930,894,299	3,798.66	1,028,677,777	1.00
25	オーストラリア	投資証券	WESTFIELD GROUP		1,255,665	872.29	1,095,309,673	818.50	1,027,767,452	1.00
26	アメリカ	株式	MCDONALD'S CORP	ホテル・レストラン・レジャー	160,800	6,201.14	997,143,955	6,389.92	1,027,500,422	1.00
27	アメリカ	株式	EMERSON ELEC	電気設備	205,400	4,365.83	896,742,550	4,927.26	1,012,059,696	0.98
28	アメリカ	株式	SYSCO CORP	食品・生活必需品小売り	413,200	2,324.50	960,485,713	2,416.43	998,471,024	0.97
29	スイス	株式	ZURICH FINANCIAL SERVICES AG	保険	42,927	20,219.12	867,946,335	22,497.06	965,731,723	0.94
30	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS	各種電気通信サービス	297,100	2,707.81	804,493,084	3,139.56	932,763,276	0.91

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.70
合計		99.70

<ご参考>

「世界好配当株投信 マザーファンド」

種類	国内/海外	業種	投資比率(%)	
株式	国内	化学	0.90	
		医薬品	0.90	
		非鉄金属	0.64	
		電気機器	0.86	
		陸運業	0.35	
		情報・通信業	1.35	
		卸売業	0.29	
		小売業	0.24	
		銀行業	0.49	
		サービス業	0.50	
		海外	石油・ガス・消耗燃料	11.93
			化学	1.50
	建設資材		0.31	
	金属・鉱業		3.65	
	航空宇宙・防衛		2.29	
	電気設備		0.98	
	コングロマリット		1.52	
	機械		0.79	
	商業・専門サービス		0.48	
	航空貨物・物流サービス		0.78	
	レジャー用品		0.52	
	繊維・アパレル・贅沢品		0.37	
	ホテル・レストラン・レジャー		2.08	
	メディア		1.28	
	販売		0.48	
	専門小売り		0.28	
	食品・生活必需品小売り		1.62	
	飲料		2.59	
	食品		1.05	
	タバコ		5.63	
	家庭用品		2.70	
	ヘルスケア機器・用品		0.69	
	医薬品		12.40	
	商業銀行		6.90	
	各種金融サービス		0.54	
	保険		3.25	
	情報技術サービス		1.47	
	ソフトウェア		0.89	
	通信機器		1.11	
	半導体・半導体製造装置		2.35	
	各種電気通信サービス		5.93	
	無線通信サービス		2.21	
	電力		4.76	
	ガス		0.61	
	総合公益事業	2.47		
		小計	95.13	
投資証券			3.26	
合計			98.40	

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

平成23年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2005年10月11日)	1	1	1.0520	1.0557
第2期 (2006年10月10日)	1	1	1.3331	1.3340
第3期 (2007年10月10日)	83	83	1.4759	1.4769
第4期 (2008年10月10日)	456	457	0.7589	0.7599
第5期 (2009年10月13日)	602	603	0.8221	0.8231
第6期 (2010年10月12日)	841	842	0.8299	0.8309
2010年4月末日	787		0.9159	
5月末日	701		0.8082	
6月末日	738		0.7725	
7月末日	784		0.8211	
8月末日	764		0.7767	
9月末日	841		0.8317	
10月末日	844		0.8255	
11月末日	885		0.8408	
12月末日	960		0.8633	
2011年1月末日	992		0.8784	
2月末日	1,013		0.8955	
3月末日	1,093		0.9127	
4月末日	1,141		0.9373	

分配の推移

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0040 円
第2期	0.0010 円
第3期	0.0010 円
第4期	0.0010 円
第5期	0.0010 円
第6期	0.0010 円

収益率の推移

期	収益率
第1期	5.6 %
第2期	26.8 %
第3期	10.8 %
第4期	48.5 %
第5期	8.5 %
第6期	1.1 %
第7期(中間期)	13.1 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

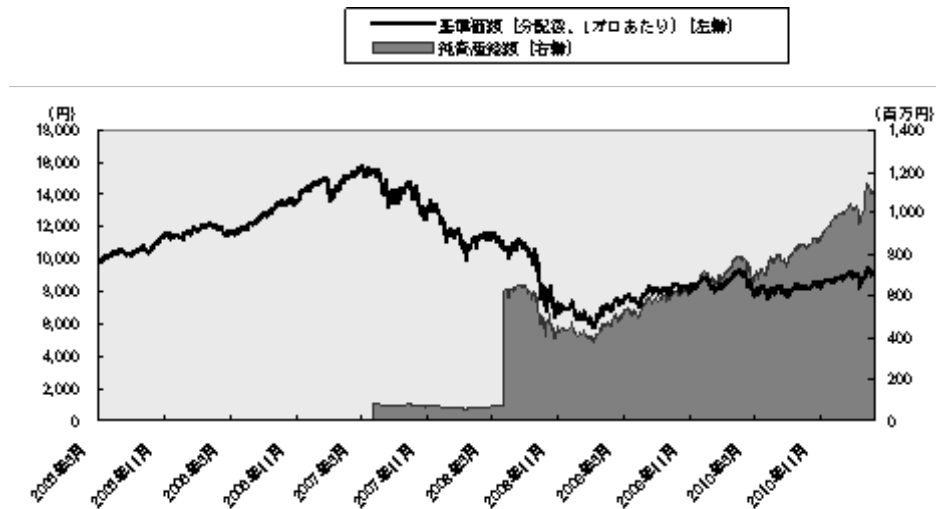
(4)設定及び解約の実績

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	1,000,000		1,000,000
第2期			1,000,000
第3期	56,129,125	727,386	56,401,739
第4期	560,078,656	14,742,788	601,737,607
第5期	175,306,537	43,875,217	733,168,927
第6期	341,891,511	61,643,669	1,013,416,769
第7期(中間期)	237,178,966	48,406,433	1,202,189,302

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

< 参考情報 > 運用実績（2011年4月28日現在）

[基準価額・純資産の推移]（日次：設定来）



[分配の推移]（1万口あたり、課税前）

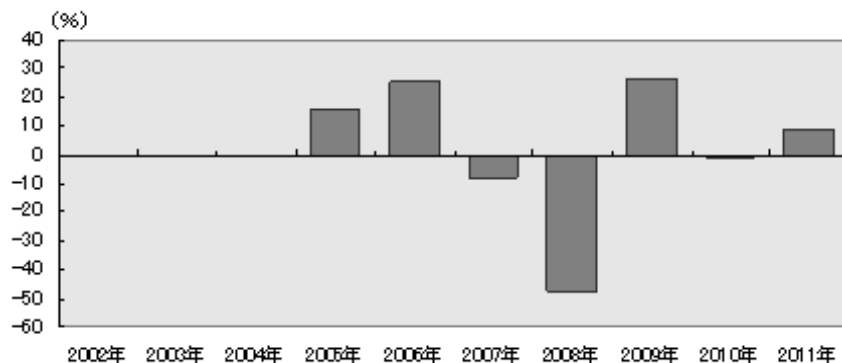
2010年10月	10 円
2009年10月	10 円
2008年10月	10 円
2007年10月	10 円
2006年10月	10 円
設定来累計	90 円

[主要な資産の状況]

実質的な銘柄別投資比率(上位)				実質的な国/地域別投資比率(上位)		
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)	順位	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	BP PLC	石油・ガス 消耗燃料	2.8	1	アメリカ	46.4
2	TOTAL SA	石油・ガス 消耗燃料	2.3	2	イギリス	13.3
3	MERCK & CO INC	医薬品	2.3	3	フランス	7.0
4	CHEVRON CORP	石油・ガス 消耗燃料	2.2	4	日本	6.5
5	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス 消耗燃料	2.2	5	オーストラリア	6.4
6	ALTRIA GROUP INC	タバコ	2.2			
7	BHP BILLITON LIMITED	金属・鉱業	2.1			
8	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品	2.0			
9	HSBC HOLDINGS PLC	商業銀行	2.0			
10	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	1.9			

※ユーロについては発行国に記載しております。

[年間収益率の推移]（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2005年は設定日（2005年5月30日）から年末までの収益率。
- ・2011年は年初から4月末までの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】**3 資産管理等の概要**

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(5)その他

（前略）

(g)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

<訂正後>

(5)その他

（前略）

(g)関係法人との契約の更新に関する手続

()委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

()委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

第3【ファンドの経理状況】

1 財務諸表

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 につきましては、以下の「中間財務諸表」が追加されます。

< 中間財務諸表 >

野村世界好配当株投信(確定拠出年金向け)

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第6期中間計算期間(平成21年10月14日から平成22年 4 月13日まで)については内閣府令第50号附則第4条第1項第1号により、改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しており、第7期中間計算期間(平成22年10月13日から平成23年 4 月12日まで)については改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間(平成21年10月14日から平成22年 4 月13日まで)および第7期中間計算期間(平成22年10月13日から平成23年 4 月12日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第6期中間計算期間末 平成22年 4月13日現在	第7期中間計算期間末 平成23年 4月12日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,472,673	7,182,573
親投資信託受益証券	785,675,521	1,124,586,134
未収利息	6	16
流動資産合計	788,148,200	1,131,768,723
資産合計	788,148,200	1,131,768,723
負債の部		
流動負債		
未払解約金	192,881	3,671,915
未払受託者報酬	2,269	3,282
未払委託者報酬	20,420	29,540
その他未払費用	68	98
流動負債合計	215,638	3,704,835
負債合計	215,638	3,704,835
純資産の部		
元本等		
元本	855,626,471	1,202,189,302
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	67,693,909	74,125,414
（分配準備積立金）	28,222,250	44,174,300
元本等合計	787,932,562	1,128,063,888
純資産合計	787,932,562	1,128,063,888
負債純資産合計	788,148,200	1,131,768,723

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期中間計算期間 自平成21年10月14日 至平成22年 4月13日	第7期中間計算期間 自平成22年10月13日 至平成23年 4月12日
営業収益		
受取利息	2,046	2,842
有価証券売買等損益	84,544,423	126,836,116
営業収益合計	84,546,469	126,838,958
営業費用		
受託者報酬	353,420	502,257
委託者報酬	3,180,725	4,520,232
その他費用	10,543	15,006
営業費用合計	3,544,688	5,037,495
営業利益	81,001,781	121,801,463
経常利益	81,001,781	121,801,463
中間純利益	81,001,781	121,801,463
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	320,935	2,061,161
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	130,427,803	172,348,772
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,370,518	8,118,464
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,370,518	8,118,464
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,317,470	29,635,408
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,317,470	29,635,408
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	67,693,909	74,125,414

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第6期中間計算期間 自 平成21年10月14日 至 平成22年 4 月13日	第7期中間計算期間 自 平成22年10月13日 至 平成23年 4 月12日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は前期末及び 当期末が休日のため、平成21年10月14 日から平成22年10月12日までとなっ ております。 なお、当該中間計算期間は前期末が 休日のため、平成21年10月14日から 平成22年 4 月13日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末及び 当期末が休日のため、平成22年10月13 日から平成23年10月11日までとなっ ております。 なお、当該中間計算期間は前期末が 休日のため、平成22年10月13日から 平成23年 4 月12日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第6期中間計算期間末 平成22年 4 月13日現在	第7期中間計算期間末 平成23年 4 月12日現在
1 中間計算期間の末日における受益権の総数 855,626,471 口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,202,189,302 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 67,693,909 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 74,125,414 円
3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9209 円 (10,000口当たり純資産額 9,209 円)	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9383 円 (10,000口当たり純資産額 9,383 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第6期中間計算期間末 平成22年 4 月13日現在	第7期中間計算期間末 平成23年 4 月12日現在
	<p>1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(その他の注記)

1 元本の移動

第6期中間計算期間 自 平成21年10月14日 至 平成22年 4 月13日	第7期中間計算期間 自 平成22年10月13日 至 平成23年 4 月12日
期首元本額 733,168,927 円	期首元本額 1,013,416,769 円
期中追加設定元本額 141,305,986 円	期中追加設定元本額 237,178,966 円
期中一部解約元本額 18,848,442 円	期中一部解約元本額 48,406,433 円

2 デリバティブ取引関係

第6期中間計算期間末(平成22年 4 月13日現在)

該当事項はございません。

第7期中間計算期間末(平成23年 4 月12日現在)

該当事項はございません。

参考

世界好配当株投信 マザーファンド

当ファンドは「世界好配当株投信 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

- 1 「世界好配当株投信 マザーファンド」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

科目	対象年月日	平成23年 4 月12日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		243,161,469
コール・ローン		771,127,089
株式		100,032,739,757
投資証券		2,909,109,615
未収配当金		336,145,571
未収利息		1,718
流動資産合計		104,292,285,219
資産合計		104,292,285,219
負債の部		
負債合計		
純資産の部		
元本等		
元本		94,383,119,741
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		9,909,165,478
元本等合計		104,292,285,219
純資産合計		104,292,285,219
負債純資産合計		104,292,285,219

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成22年10月13日 至 平成23年 4 月12日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式及び投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成23年 4 月12日現在	
1 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1050 円
(10,000口当たり純資産額)	11,050 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年 4 月12日現在	
1 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	
2 時価の算定方法	
株式及び投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と しております。	
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含ま れております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によ った場合、当該価額が異なることもあります。	

(その他の注記)

平成23年 4 月12日現在	
1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成22年10月13日
期首元本額	117,768,921,049 円
期首より平成23年 4 月12日までの期中追加設定元本額	1,582,206,791 円
期首より平成23年 4 月12日までの期中一部解約元本額	24,968,008,099 円
期末元本額	94,383,119,741 円
期末元本額の内訳*	
世界好配当株投信	25,838,696,904 円
世界好配当株投信(野村SMA向け)	839,044,959 円
世界好配当株投信(毎月分配型)	60,626,231,372 円
ノムラFOfs用世界好配当株ファンド(適格機関投資家専用)	5,426,335,854 円
世界好配当株投信FD(適格機関投資家専用)	635,085,643 円
野村世界好配当株投信(確定拠出年金向け)	1,017,725,009 円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 ファンドの現況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 につきましては、以下の内容に更
新・訂正されます。

<更新・訂正後>

純資産額計算書

平成23年4月28日現在

資産総額	1,142,317,192	円
負債総額	1,154,913	円
純資産総額(-)	1,141,162,279	円
発行済口数	1,217,507,450	口
1口当たり純資産額(/)	0.9373	円

<ご参考>

「世界好配当株投信 マザーファンド」

資産総額	102,953,419,198	円
負債総額	529,453,039	円
純資産総額(-)	102,423,966,159	円
発行済口数	92,735,991,157	口
1口当たり純資産額(/)	1.1045	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 資本金の額

平成22年11月末現在、17,180百万円
(以下略)

<訂正後>

(1) 資本金の額

平成23年5月末現在、17,180百万円
(以下略)

2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成23年4月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	724	11,075,950
単位型株式投資信託	24	227,720
追加型公社債投資信託	19	5,042,554
単位型公社債投資信託	0	0
合計	767	16,346,223

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成22年10月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 大分銀行	19,598百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

* 平成22年10月末現在

<訂正後>

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成23年4月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 大分銀行	19,598百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

* 平成23年4月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
<u>NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED</u> (ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)	4,744,391	英国の1986年金融サービス業法に基づき英国金融サービス庁に登録された当該法律の定める範囲内で行う投資顧問業およびそれに付随する一切の業務を営んでいます。
<u>NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.</u> (ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)	US\$16,000,000	米国の1940年投資顧問法に基づき合衆国証券取引委員会(SEC)に登録された当該法律の定める範囲内で行う投資顧問業およびそれに付随する一切の業務を営んでいます。

* 平成23年3月末現在

2 関係業務の概要

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

<訂正後>

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3)投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3 資本関係

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

<訂正後>

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)の株式の100.0%を所有しています。

委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)の株式の100.0%を所有しています。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年5月24日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界好配当株投信（確定拠出年金向け）の平成21年10月14日から平成22年4月13日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村世界好配当株投信（確定拠出年金向け）の平成22年4月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年10月14日から平成22年4月13日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年5月26日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界好配当株投信（確定拠出年金向け）の平成22年10月13日から平成23年4月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村世界好配当株投信（確定拠出年金向け）の平成23年4月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成22年10月13日から平成23年4月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。